

1 新制度への移行条件 【旧制度で認定を取得している事業者のみなさまへ】

- 平成29年3月31日までに、電力会社と接続契約（工事費負担金契約を含む）を締結している（運転開始済みを含む）設備について、新制度の認定を受けたものとみなします。**この条件を満たさない場合は、認定が失効します。**

※電力会社との年度内の接続契約については、既に各電力会社が定める申込期日は経過しております。低圧（50kW未満）の場合には、短期間で接続契約の締結が可能な傾向にありますが、詳細は接続先の各電力会社にご相談ください。

- ただし、以下の場合には、猶予期間が設定されており、この期間内に接続契約が締結できれば、新制度の認定を受けたものとみなします。

【例外1】平成28年7月1日以降に認定を取得している場合→認定日の翌日から9ヶ月の猶予期間

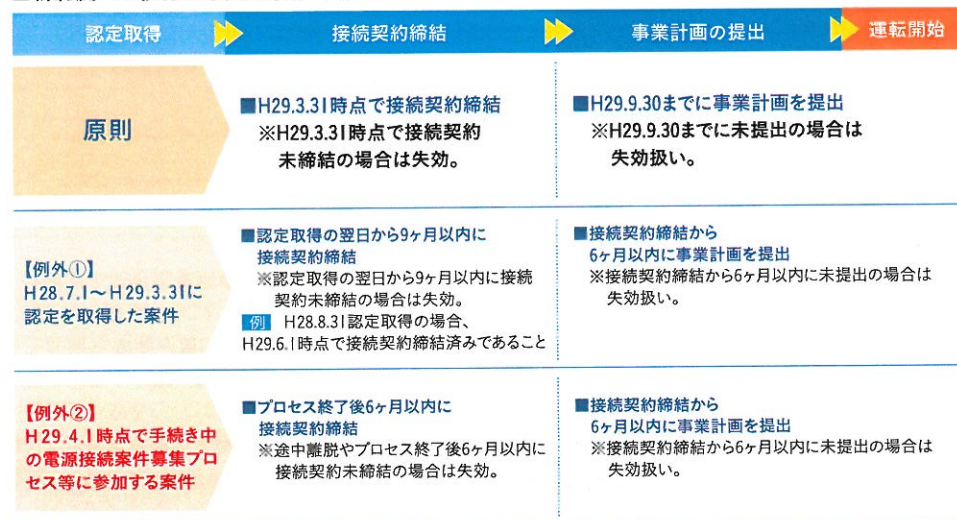
【例外2】電源接続案件募集プロセス等に参加している場合→プロセス終了の翌日から6ヶ月の猶予期間

※猶予対象案件の調達価格の決定ルールについては、旧制度におけるルールを引き継ぎ、太陽光については
 ①接続契約締結日か接続申込み日の翌日から起算して270日後のいずれか早い日、その他の電源については
 ②認定日か接続申込み日のいずれか遅い日が調達価格の決定時期です。

2 新制度への移行後に必要な手続 【旧制度で認定を取得している事業者のみなさまへ】

- 新制度の認定基準（メンテナンスの実施、関係法令の遵守等）については、旧制度から移行する案件に対しても適用され、遵守が求められます。
- 新制度の認定に必要な事業計画と電力会社との接続契約を証する書類（運転開始済みの場合、接続契約を証する書類は不要）を、新制度に移行した時点から6ヶ月以内に提出してください（WEB上で行っていただく予定）。
- 期限まで提出されない場合は接続契約が締結されていないものとみなし、認定が失効扱いになるので注意してください。

■新制度への移行に必要な条件・手続



3 調達価格 （平成29年1月13日～2月11日ハブコメの告示案） 【新制度の内容】

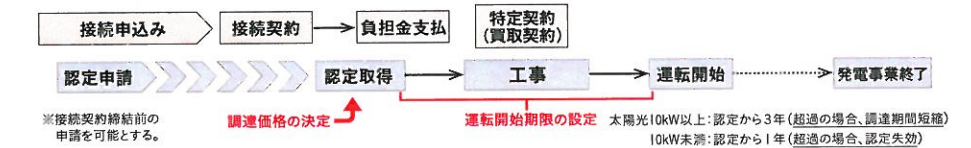
- 2,000kW以上の太陽光発電設備を対象に入札制度が導入されます。全国一律に入札が実施され、落札した案件が認定を取得でき、落札した価格が調達価格となります（初回は平成29年秋に実施予定）。
- 一部の区分（太陽光10kW以上、風力20kW未満）を除いて、3年分の調達価格が設定されます。

■平成29年度に新設される区分及び価格が変更される区分の調達価格

電源	調達区分	1kWhあたりの調達価格				
		平成28年度(参考)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
太陽光	10kW未満	(出力制御対応機器設置義務なし)	31円	28円	26円	24円
		(出力制御対応機器設置義務あり)	33円	30円	28円	26円
	10kW未満(ダブル発電)	(出力制御対応機器設置義務なし)	25円	25円		24円
		(出力制御対応機器設置義務あり)	27円	27円		26円
	10kW以上 2,000kW未満	24円+税	21円+税			
風力	20kW以上(陸上風力)	22円+税	21円+税 <small>平成29年9月末まで22円+税</small>	20円+税	19円+税	
	20kW以上(陸上風力)リブレース	-	18円+税	17円+税	16円+税	
地熱	リブレース	15,000kW以上 全設備更新型	-		20円+税	
		15,000kW以上 地下設備流用型	-		12円+税	
		15,000kW未満 全設備更新型	-		30円+税	
		15,000kW未満 地下設備流用型	-		19円+税	
水力	5,000kW以上～30,000kW未満	24円+税	平成29年9月末まで24円+税	20円+税		
	1,000kW以上～5,000kW未満			27円+税		
水力(既設連立簡易型)	5,000kW以上～30,000kW未満			12円+税		
	1,000kW以上～5,000kW未満			15円+税		
バイオマス	一般木材等燃焼発電 20,000kW以上	24円+税	平成29年9月末まで24円+税	21円+税		

4 「設備認定」から「事業計画認定」へ 【新制度の内容】

- 新制度では、電力会社との接続契約が締結できていることを要件化し、事業実施の確実性の高い案件を認定します。
- メンテナンスの実施や関係法令の遵守等を求め、事業の適切な運営を確保します。
- 認定された案件については、事業者名や設備所在地などの情報を公表します（太陽光20kW未満を除く）。



太陽光発電において運転開始期限を設定

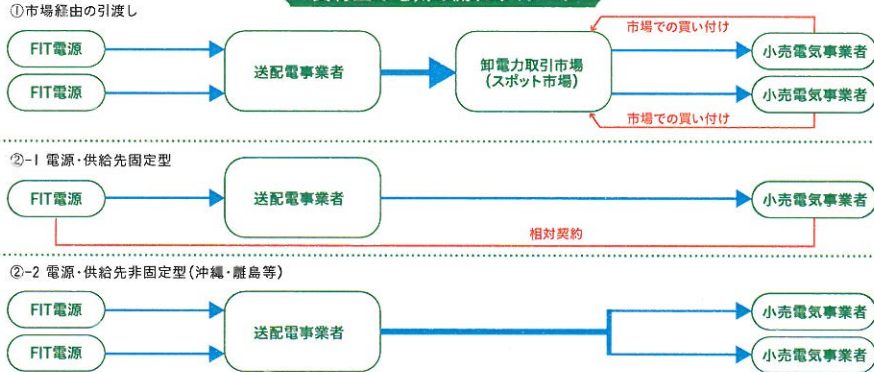
- 太陽光発電において、認定取得から運転開始までの期限（10kW以上は3年、10kW未満は1年）が設けられます。
 - この期限を超過した場合、10kW以上については超過した期間分が調達期間から短縮され、10kW未満については認定が失効となります。
- ※旧制度から移行する案件については、平成28年8月1日以降に電力会社と接続契約を締結したのに対して運転開始期限が付与されます（起算日は新制度に移行した日）。

5 送配電買取への変更

[新制度の内容]

- 新たに電気事業者と特定契約(買取契約)を締結する場合、認定設備で発電された電気は送配電事業者が買い取るようになります。平成29年3月31日以前に成立している特定契約については、引き続き小売電気事業者が買い取ることが可能です。
- 送配電事業者が買い取った電気は、原則として、卸電力取引市場に卸され、小売電気事業者は市場を経由して調達することとなります。ただし、発電事業者と小売電気事業者の契約を前提として、送配電事業者が小売電気事業者に特定の認定設備からの電気を供給することも可能です。

契約上の電気の流れのイメージ

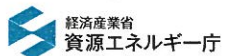


固定価格買取制度に関する情報提供WEBサイト

経済産業省資源エネルギー庁HP「なっとく!再生可能エネルギー」
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/



固定価格買取制度に関するお問い合わせ



0570-057-333 電話受付時間 9:00~18:00
 (土日祝日、年末年始を除く)

系統接続に関するお問い合わせ

各電力会社のお近くのお客様センターまたは担当営業所まで。
 お近くのお客様センターまたは担当営業所は各電力会社のウェブページでご確認ください。

※ご不明な場合は下記までお問い合わせ下さい。

北海道電力	011-251-4342	北陸電力	0120-167-540
東北電力	0570-0109-33 (低圧太陽光)	関西電力	0800-777-3081
	0120-175-466 (上記以外)	中国電力	082-544-2571
東京電力パワーグリッド		四国電力	0120-410-761
	0120-995-007	九州電力	092-761-3031
中部電力	0120-985-232	沖縄電力	0120-586-391

再生可能エネルギー発電事業者のみなさまへ。資源エネルギー庁より大事なお知らせ

いよいよ平成29年4月1日から再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)が新しくなります。

再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図るため、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が平成29年4月1日に施行されます。



旧制度で認定を取得している事業者のみならず

新制度で申請される事業者のみならず

1 新制度への移行条件

- 平成29年3月31日までに電力会社との接続契約締結が必要
- この条件を満たさない場合、原則として認定が失効
- ※平成28年7月1日以降に認定を取得している場合及び電源接続案件募集プロセス等に参加している場合は猶予期間があります。

2 新制度への移行後に必要な手続

- 上記条件を満たした場合は、移行後6ヶ月以内に、事業計画の提出が必要

3 調達価格

- 太陽光2,000kW以上を対象として入札制度を導入
- 一部の区分※を除いて3年分の調達価格を設定
- ※太陽光10kW以上、風力20kW未満

4 「設備認定」から「事業計画認定」へ

- 電力会社の接続の同意を得られていることを要件化
- メンテナンスの実施や関係法令の遵守等を求め、事業の適切な運営を確保

5 送配電買取への変更

- 認定設備で発電された電気の買取主体を送配電事業者に